



# 熊本県公報

第12160号  
平成24年10月30日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 素材売払代金の収納の事務…………… (森林整備課) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定更新…………… (高齢者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 鳥獣保護区の指定…………… (自然保護課) 2
- 鳥獣保護区の期間更新…………… ( // ) 2
- 特別保護地区の指定…………… ( // ) 7
- 特例休猟区の指定…………… ( // ) 7
- 特定猟具使用禁止区域の指定…………… ( // ) 7
- 指定猟法禁止区域の変更…………… ( // ) 9
- 基本測量の実施…………… (監理課) 9
- 地籍調査事業計画の変更…………… (農地整備課) 9
- 芦北都市計画道路の変更(県決定)…………… (都市計画課) 9
- 平成24年度第1回熊本県農業振興促進審議会の開催…………… (熊本県農業振興促進審議会) 10
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する熊本県公安委員会の事務の熊本県警察本部長への委任等に関する規則の一部改正…………… (組織犯罪対策課) 10
- 熊本県公安委員会が行う聴聞等の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所の一部改正…………… ( // ) 10
- 平成24年度熊本県明るい選挙推進協議会第2回会議の開催…………… (熊本県明るい選挙推進協議会) 11
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 11
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 12
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 12
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 13
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 13
- 個人演説会の施設の指定…………… ( // ) 13

## 告 示

### 熊本県告示1156号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成24年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容  
平成24年度県有林素材生産事業第1号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方  
熊本市中央区新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日  
平成24年9月28日から平成25年3月25日まで

### 熊本県告示第1157号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
-------------	------	-------

泗水苑ショートステイ事業所 菊池市泗水町永1021番地	社会福祉法人泗水福祉会	平成24年11月1日
--------------------------------	-------------	------------

熊本県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保 2352番地先から 同所 2356番地先まで	110.0	地自交 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成24年10月31日

熊本県告示第1159号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区を指定したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 名称 球磨川河口鳥獣保護区
- 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 253ヘクタール
- 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、八代市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農業及び水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1160号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 名称 戸馳鳥獣保護区
- 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 693ヘクタール
- 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、宇城市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農業及び水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策

については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 金峰山鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市、玉名市及び玉名郡玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 4, 835ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、関係市町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 矢護山鳥獣保護区
- 2 区域 菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 210ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、大津町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 南宮原鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 410ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、阿蘇市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 内大臣鳥獣保護区
- 2 区域 上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 610ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、山都町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策につ

いては、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 江津鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市及び上益城郡嘉島町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 462ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、関係市町や関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

- 1 名称 樅木鳥獣保護区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,490ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、八代市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 舞鶴公園鳥獣保護区
- 2 区域 葦北郡津奈木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 45ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、津奈木町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

- 1 名称 譲葉鳥獣保護区
- 2 区域 球磨郡球磨村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 420ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、球磨村及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

- 1 名称 大師鳥獣保護区
- 2 区域 球磨郡多良木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 2, 670ヘクタール

4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、多良木町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 清願寺ダム鳥獣保護区

2 区域 球磨郡あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 21ヘクタール

4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、あさぎり町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

1 名称 大畑鳥獣保護区

2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 232ヘクタール

4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、人吉市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 川口鳥獣保護区

2 区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 2, 953ヘクタール

4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、水上村及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 宮南鳥獣保護区

2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 1, 400ヘクタール

4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 鳥獣は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、天草市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農業及び水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 富岡鳥獣保護区  
 2 区域 天草郡苓北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
 3 面積 257ヘクタール  
 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 鳥獣は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、苓北町及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 託麻三山鳥獣保護区  
 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
 3 面積 610ヘクタール  
 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 鳥獣は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、熊本市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 松尾西小学校鳥獣保護区  
 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
 3 面積 140ヘクタール  
 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 鳥獣は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、熊本市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

1 名称 熊本港鳥獣保護区  
 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
 3 面積 7ヘクタール  
 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥類が発見された場合は、熊本市及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

#### 熊本県告示第1161号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
 平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 川口鳥獣保護区川口特別保護地区
- 2 区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 204ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村及び関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

#### 熊本県告示第1162号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定に基づき、当該休猟区を特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる区域に指定したので、同法第34条第3項及び同法第14条第4項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。  
 平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 西岳休猟区
  - 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 1,380ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで
- 1 名称 四町分休猟区
  - 2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 1,743ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで
- 1 名称 上野・中島休猟区
  - 2 区域 上益城郡御船町及び上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 1,120ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

#### 熊本県告示第1163号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 高遊特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 阿蘇郡西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 273ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 白水特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 阿蘇郡南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 440ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 下赤田特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 荒尾市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 96ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 岩原特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 114ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 熊本空港特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村及び上益城郡益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 2,367ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 熊本特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 熊本市、合志市、菊池郡菊陽町及び上益城郡益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 14,496ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 船塚特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 阿蘇郡産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 263ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 嘉島特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 熊本市及び上益城郡嘉島町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 144ヘクタール
  - 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 1 名称 西の浦特定猟具（銃器）使用禁止区域



- 2 区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 338ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
  
- 1 名称 砂原特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 520ヘクタール
- 4 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第1164号

平成15年10月22日熊本県告示第1053号（八代、不知火指定猟法禁止区域の指定）を次のように改め、平成24年11月1日から適用する。  
平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

「面積 2,450ヘクタール」を「面積 2,335ヘクタール」に改める。

公 告

熊本県公告第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）	平成24年10月1日から 平成25年2月28日まで	阿蘇市、上益城郡山都町及び葦北郡芦北町全域

熊本県公告第575号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成24年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公示する。  
平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行う者の名称	調査地域名	調査機関
熊本市	東区戸島町の一部、北区植木町平井の全部、植木町辺田野の全部	平成24年10月12日から平成25年3月31日まで
山都町	長田・芦屋田の全部、小峰、貫原の一部、小中竹の全部	

熊本県公告第576号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、芦北町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することかできる。

平成24年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
芦北都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
芦北町大字計石字浦平、字中平、字東割下、字西割下及び字西割、大字芦北字西割北、

字西割中、字的場尻及び字塩屋田尻、大字花岡字川原、字御側開、字椀島、字射場、字浜田、字竹下、字古町、字宇土、字堂ノ下及び字宇土迫、大字道川内字村下及び字塘田、大字乙千屋字柳添及び字峰崎並びに大字佐敷字山崎、字向町及び字浜田の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県芦北地域振興局土木部技術管理景観課、芦北町建設課

4 縦覧期間

平成24年10月30日から平成24年11月13日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

**登載依頼**

**熊本県農業振興促進審議会公告第2号**

平成24年度第1回熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成24年10月30日

熊本県農業振興促進審議会

1 開催日時

平成24年11月6日（火）

午前9時30分から正午まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室

3 議題

(1) 熊本県農業振興地域整備基本方針の変更（農地に関する基本理念の策定）について

(2) 嘉島農業振興地域の区域の変更について

(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課農振班）

（電話096-333-2365 ダイアルイン）

**熊本県公安委員会規則第11号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する熊本県公安委員会の事務の熊本県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月19日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する熊本県公安委員会の事務の熊本県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察本部長への委任等に関する規則（平成4年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに法」を「、法」に、「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、「規定する事務」の次に「並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮

の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務」を加える。

第2条中「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第24号**

平成23年3月15日熊本県公安委員会告示第5号（熊本県公安委員会が行う聴聞、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第2項及び第34条第2項（同法第35条第5項において準用する場合を含む。）並びに熊本県暴力団排除条例第32条の規

定に基づく意見聴取並びに道路交通法第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所)の一部を次のように改正し、平成24年10月30日から施行する。  
平成24年10月19日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子  
「)第5条第2項」の次に「(同法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。)」を加える。

**熊本県明るい選挙推進協議会公告第2号**

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。  
平成24年10月30日

熊本県明るい選挙推進協議会  
会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時  
平成24年11月27日(火)午前11時から午前12時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館 13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 平成24年度明るい選挙啓発作品コンクールの審査について  
(2) その他
- 4 傍聴の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村局市町村行政課選挙班)  
(電話096-333-2104(ダイヤルイン))

**熊本県選挙管理委員会告示第71号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成24年10月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の種類) 衆議院議員	国民の生活が第一熊本県総支部連合会	福嶋 健一郎	桑波 恵介	熊本県熊本市西区上高橋1-3-12
その他の政治団体	江頭実後援会	江頭 実	村山 重剛	熊本県菊池市隈府913-6
その他の政治団体	“大津町の協働”を作る会	佐藤 真二	村田 ひろみ	熊本県菊池郡大津町大津2617-6
その他の政治団体	きら清一後援会	吉良 清一	二子石 敦男	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併2015
その他の政治団体	熊本県歯科衛生士連盟	中山 美紀	園田 清子	熊本県熊本市東区若葉3丁目16-18 福本気付
その他の政治団体	椎葉ひろき後援会	椎葉 弘樹	椎葉 美恵子	熊本県球磨郡湯前町796-5
その他の政治団体	たみや後援会	鹿田 太喜男	大塚 清信	熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野1516
その他の政治団体	富田ひろみ後援会	中原 公敏	平井 博孝	熊本県山鹿市菊鹿町池永417番地
その他の政治団体	野村哲也後援会	城野 元紀	田代 大輔	熊本県菊池郡大津町平川687-5
その他の政治団体	はっとり香代後援会	荒尾 智恵子	倉原 謙治	熊本県山鹿市山鹿587
その他の政治団体	山本しげみつ後援会	山本 重光	山本 明子	熊本県菊池郡大津町大津211-4

熊本県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年10月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部	自由民主党熊本県医療会支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区花畑町1番13号	熊本県熊本市花畑町1番13号
		会計責任者の氏名	前田 利高	地後井 泰弘
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第三十九支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区富合町木原2013	熊本県熊本市富合町木原2013
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第三十七支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区新外4丁目1-1	熊本県熊本市新外4丁目1-1
政党の支部	自由民主党熊本県土地改良支部	代表者の氏名	横谷 修	横山 敏
		会計責任者の氏名	西岡 喜一	山本 忠志
政党の支部	自由民主党熊本県陸運支部	代表者の氏名	岩田 昭彦	北村 博治
政党の支部	自由民主党熊本支部	会計責任者の氏名	赤石 哲幸	山中 廣志
政党の支部	自由民主党玉名市支部	代表者の氏名	森 浩二	中川 潤一
政党の支部	自由民主党八代支部	主たる事務所の所在地	熊本県八代市旭中央通9-4	熊本県八代市北の丸町1-48
政党の支部	自由民主党八代地域支部	主たる事務所の所在地	熊本県八代市旭中央通9-4	熊本県八代市北の丸町1-48
その他の政治団体	鬼海洋一後援会	代表者の氏名	瑞穂 信也	中田 金助
その他の政治団体	毅青会	代表者の氏名	松本 憲二	荒木 清也
その他の政治団体	清田克彦後援会	代表者の氏名	清田 貴美子	清田 克彦
		会計責任者の氏名	清田 貴美子	清田 林二
その他の政治団体	熊本雑新の会	主たる事務所の所在地	熊本県合志市幾久富1356	熊本県熊本市東区東京塚町18-43
		代表者の氏名	野田 房義	平野 虎丸
その他の政治団体	熊本県農村振興政治連盟	会計責任者の氏名	西岡 喜一	山本 忠志
その他の政治団体	広毅会	代表者の氏名	坂本 正貴	尾池 博
その他の政治団体	志垣英海後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区島崎3丁目3番7号	熊本県熊本市島崎5丁目4番37号 三軒屋ハイム201
その他の政治団体	嶋田幾雄後援会	会計責任者の氏名	嶋田 寿満子	吉川 光治
その他の政治団体	新熊本政経研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区江越1-22-18	熊本県熊本市江越1-22-18
その他の政治団体	日本栄養士連盟熊本県支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区千葉城町5-21	熊本県熊本市千葉城町5-21
その他の政治団体	野田たけしの会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区江越1-22-18	熊本県熊本市江越1-22-18
その他の政治団体	花園校区野田たけし後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区花園7-68-14	熊本県熊本市花園7-68-14
その他の政治団体	日吉地区野田たけし後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区平成2-4-10	熊本県熊本市平成2丁目4-10
その他の政治団体	富源森海党	政治団体の名称	富源森海党	日本森海党
		会計責任者の氏名	長友 清富	長友 厚子
その他の政治団体	増田安至後援会	会計責任者の氏名	増田 久美子	池田 耕治
その他の政治団体	MELON熊本社会活動委員会	代表者の氏名	濱田 正幸	山本 純二
その他の政治団体	芳野校区野田毅後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区河内町野出1071	熊本県熊本市河内町野出1071

熊本県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年10月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党鹿央支部	森 芳顕	立山 秀木	熊本県山鹿市鹿央町霧野1410
その他の政治団体	岩下けんじ後援会	山村 英男	岩下 信敦	熊本県阿蘇郡高森町大字高森1380番地1
その他の政治団体	榑弘三後援会	前川 洋和	中川 秀章	熊本県荒尾市原万田313番地13
その他の政治団体	清田克彦後援会	清田 貴美子	清田 貴美子	熊本県玉名郡玉東町上白木525-1
その他の政治団体	三水会	山本 武	平松 稔	熊本県水俣市幸町15-8
その他の政治団体	嶋田幾雄後援会	嶋田 幾雄	嶋田 寿満子	熊本県熊本市黒髪2-4-10
その他の政治団体	西岡ミチ子後援会	上村 良一	上野 勝之	熊本県宇城市松橋町両仲間149-5
その他の政治団体	21世紀のまちづくりを考える会	畑田 良一	畑田 一枝	熊本県上益城郡御船町高木1053
その他の政治団体	野尻英二後援会	岩下 利吉	山本 勝敏	熊本県阿蘇郡高森町高森1950-1
その他の政治団体	畑田良一後援会	谷住 省一	畑田 一枝	熊本県上益城郡御船町高木1053
その他の政治団体	篠毛正勝後援会	篠毛 正勝	宮原 浩一	熊本県人吉市上戸越町1792-2
その他の政治団体	森芳顕後援会	森 芳顕	森 雅顕	熊本県山鹿市鹿央町霧野1410
その他の政治団体	山本のぶひろ後援会	山本 隆憲	藤本 智子	熊本県熊本市細工町2-32

熊本県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年10月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田 憲 保

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
江頭 実	市長	江頭実後援会	熊本県菊池市隈府913-6	江頭 実
吉良 清一	村長	きら清一後援会	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併2015	吉良 清一

熊本県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年10月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田 憲 保

資金管理団体指定取消届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
清田 貴美子	町長	清田克彦後援会	熊本県玉名郡玉東町上白木525-1	清田 貴美子
嶋田 幾雄	市議会議員	嶋田幾雄後援会	熊本県熊本市黒髪2-4-10	嶋田 幾雄
畑田 良一	町議会議員	21世紀のまちづくりを考える会	熊本県上益城郡御船町高木1053	畑田 良一
篠毛 正勝	市議会議員	篠毛正勝後援会	熊本県人吉市上戸越町1792-2	篠毛 正勝

熊本県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年10月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田 憲 保

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
熊本市	熊本市託麻西地域コミュニティセンタ ー	熊本市東区八反田1丁目3番 18号